

単価契約仕様書

環境政策局適正処理施設部施設管理課

(担当：神農、麻生 222-3964)

件 名	(単価契約) 東北部クリーンセンターへの粗大ごみ等再搬送業務 (その1)
形 状・寸 法	契約条件のとおり
予 定 数 量	延べ470台 (平日400台、祝日等70台)
契 約 期 間	契約日の翌日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	1 概要 本業務は、南部クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみ等の廃棄物を東北部クリーンセンターに運搬する業務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき、同施行令第4条に規定する委託の基準に適合した者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定される一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けている者等）に業務委託するものである。 廃棄物の運搬車両への積込みに関しては、京都市が別途委託する事業者のタイヤショベルローダーにより行い、荷下ろし（ダンプ投入）に関しては、東北部クリーンセンター職員の指示により行うため、受託者は本業務の履行に際し、京都市と十分に連絡調整を行い業務を実施すること。 2 運搬 (1) 運搬区間は、南部クリーンセンター（京都市伏見区横大路八反田29）から東北部クリーンセンター（京都市左京区静海市原町1339）までとする。 (2) 廃棄物の積込前及び積込後に、南部クリーンセンター内の計量設備（幅3,000mm、長さ8,000mm）で計量を行い、計量結果を京都市に報告すること。計量等に当たっては、京都市の指示に従うこと。 3 使用車両 (1) 上記2（2）の計量設備で計量が可能であり、また、東北部クリーンセンター内への進入・退出、粗大ごみピットへの投入が可能である10トンダンプ車両（全長7,800mm、幅2,500mm、高さ3,500mm程度）であること。 (2) 荷台容積は16 m³程度を確保すること。また、水漏れ防止装置付きであること。 (3) 粗大ごみピットへの投入が円滑に行え、ダンプアップした際に車両の荷台部分（観音開きや片開きしかできない車両は不可）がプラットホームの天井等に接触しないような対策を講じること。 (4) ダンピングができる車両であること。 (5) 開札日以降に現車（使用）車両確認を両クリーンセンターで行うこと。現車確認が出来ない業者は不可とする。 (6) 落札決定後速やかに使用する車両の車検証（写し）を京都市に提出すること。 4 作業日時 (1) 作業日 月曜日から金曜日まで（祝日を含む。）及び第2・第4土曜日 (2) 除外日 ア 12月31日から1月3日まで イ 堆積場に粗大ごみが少なく業務を必要としない日

	ウ 令和9年2月に実施予定の東北部クリーンセンター内設備の整備・休止期間（1か月程度を予定しており、京都市が別途指示する。） (3) 作業時間 午前8時30分から午後4時30分まで (4) 搬送スケジュール（予定） 午前 2～3台程度、午後 2～3台程度 ※ ただし、南部クリーンセンターから運搬依頼があった場合はこの限りではない。 5 予定数量 延べ470台 (平日：延べ400台、第2・4土曜日・祝日・年末年始：延べ70台) ※ 予定数量は過去の実績又は予測によるものであり、京都市の都合により増減する。大幅な増減があっても京都市は何ら補償しない。 6 庸車料 (1) 1日1台の基準料金は本仕様に基づく契約による。 (2) 庸車料は、平日及び土曜日、祝日等（国民の休日、振替休日及び年末年始を含む。）の2種類を設定する。 7 支払方法 毎月、当月分を翌月に受託者の請求に基づき速やかに支払う。 8 経費負担 車両にかかる直接及び間接経費は、全て受託者の負担とする。 9 遵守事項等 (1) 本契約のほか、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（特に同法第6条の2、同法施行令第4条第3項）、京都市契約事務規則、京都市会計規則及びその他関係法令を遵守すること。 (2) 運搬用車両は一般廃棄物を運搬するため、産業廃棄物収集運搬用車両として許可権者に届け出ている車両は不可とし、産業廃棄物の運搬は禁止する。運搬用車両は、自動車検査証における使用者が同一のものであること。 10 業務不履行等の際の契約解除及び変更 受注者の責任により業務の不履行があったとき、又は日々の業務履行に際して遵守すべき関係法令の違反があった場合、発注者は契約の解除、変更をすることができる。 11 その他 (1) 業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、京都市は一切の責任を負わず、受託者の責任において賠償しなければならない。ただし、京都市の責に帰す理由による場合は、この限りではない。 (2) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、別途協議するものとする。
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。